

蟹江町障害者活躍推進計画

機関名	蟹江町（町長部局）	
任命権者	蟹江町長	
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）	
蟹江町町長部局における障害者雇用に関する課題	<p>蟹江町町長部局においては、蟹江町教育委員会その他機関と連携を図り採用活動を行っている。</p> <p>直近の実雇用率は2.64%であり、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする蟹江町障害者活躍推進計画の目標である実雇用率2.6%以上は達成したが、法定雇用率の2.8%には達していない。</p> <p>また、法定雇用率の引上げが令和10年度に予定されていることから、更なる採用活動を行うとともに、より一層の体制整備や相互理解のための取組が必要である。</p>	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>※ 令和6年6月1日時点の実雇用率：2.64%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理</p>	
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務部総務課長を選任する。 ○ 障害者職業生活相談員を適切に選任する。 ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、愛知県労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等）を整備するとともに、組織外の関係機関（愛知労働局、津島公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関）と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 	
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、愛知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 障害者が配属されている部署の職員を中心に、厚生労働省障害者雇用対策課又は愛知労働局が開催する「精神・発達障 	

		<p>害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る。</p> <p>○ 新規採用職員等に対して、障害者差別解消法に関する研修を開催し、障害者とともに働くことについての意識を高める。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○ 一定の合理的配慮が必要な障害者である職員が活躍できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規事業の創出）について随時検討する。</p> <p>○ 新規採用時及び人事評価面談の際に、障害者である職員の職務上配慮の必要な事項、職務遂行状況又は習熟状況等に応じて職務を分担できるよう検討する。</p>
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	<p>○ 新規採用の障害者については、定期的な面談等により必要な配慮を把握し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○ なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
	(2) 募集・採用	<p>○ 大学生を対象としたインターンシップの中で障害のある学生の受け入れを行うとともに、特別支援学校の生徒や就労移行支援事業所の利用者等を対象とした職場実習を行う。</p> <p>○ 採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。</p> <p>○ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する
	(3) 働き方	<p>○ 時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。</p>
4. その他		
		<p>○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>